

安全データシート(SDS)

作成日 1995年5月17日

改定 8 2022年5月20日

1 製品及び会社情報

製品名	ジスラインS 白
会社名	積水樹脂株式会社
・住所	〒530-8565 大阪府大阪市北区西天満2-4-4(堂島関電ビル)
・担当部門	土浦つくば工場 技術・開発課
・電話番号	029-831-3111
・緊急連絡先	上記
・FAX番号	029-831-8934
整理番号	TU-JL-005

2 危険有害性の要約

GHS分類

物理的及び化学的危険性	区分に該当しない(分類対象外)	
	眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分2B
人の健康に対する有害な影響	呼吸器感作性	区分1
	皮膚感作性	区分1
環境に対する有害性	水生環境有害性 短期(急性)	区分3
	水生環境有害性 長期(慢性)	区分3

上記に書かれていない危険有害性情報の項目は、「分類できない」「区分に該当しない」に分類される。

絵表示(ピクトグラム)		—	—	—
-------------	---	---	---	---

注意喚起語	危険
危険有害性情報	<ul style="list-style-type: none">・眼刺激・アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ・吸入するとアレルギー、喘息または呼吸困難を起こすおそれ・水生生物に有害・長期継続的影響によって水生生物に有害

注意書き	<p>【安全対策】 使用前に取扱説明書を入手すること。 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気を吸入を避けること。 環境への放出を避けること。 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／呼吸用保護具を着用すること この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。 取扱後はよく手を洗うこと。</p> <p>【応急処置】 皮膚に付着した場合、多量の水で洗うこと 吸入した場合、空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 皮膚刺激又は発しんが生じた場合、医師の診断・手当を受けること 呼吸に関する症状が出た場合、医師に連絡すること 汚染された衣服を脱ぎ、再利用する場合には洗濯をすること 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを容易に外せる場合には外して洗うこと。 眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当を受けること。</p> <p>【保管】 屋内または、屋根のある場所で保管をし、湿気、水濡れに注意すること</p> <p>【廃棄】 内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。</p>
------	---

3 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区分	混合物
化学名又は一般名	溶着タイプ貼付けシート

成分名	含有量(%)	CAS番号	官報公示整理番号(化審法・安衛法)
炭酸カルシウム	非公開	471-34-1	1-122
ソーダ石灰ガラス	非公開	65997-17-3	-
二酸化チタン	1~10%	13463-67-7	1-558
ロジンエステル	非公開	-	-
エチレン・酢酸ビニル共重合体	非公開	24937-78-8	-

4 応急処置

吸入した場合	被害者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 鼻や喉にかゆみや痛みなどがある場合、気分が悪い場合は、医師の手当て、診断を受けること。
皮膚に付着した場合	皮膚を速やかに洗浄すること。 多量の水と石鹸又はシャワーで洗うこと。 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当を受けること。 加熱状態の製品が触れた場合は、洗浄した後に火傷に対する処置を行うこと。
目に入った場合	こすらずに、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 眼の刺激が持続する場合、気分が悪い時は、医師の診断、手当を受けること。
飲み込んだ場合	口をすすぐこと。 気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。
急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状	皮膚、眼の発赤
応急措置をする者の保護に必要な注意事項	特になし
医師に対する特別な注意事項	特になし

5 火災時の措置

適切な消火剤	注水、水噴霧、炭酸ガス、ABC粉末消火器、泡消火器、防火砂等
使ってはならない消火剤	特になし
火災時の特有の危険有害性	製品の飛散に注意する
特定の消火方法	危険でなければ火災区域から容器を移動する。 容器が熱に晒されているは、移さない。
消火を行なう者の特別な保護具及び予防措置	消火活動時には必要に応じて、 防護服着用や自給式呼吸装置を装着する。

6 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置	直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。 関係者以外の立ち入りを禁止する。 風上に留まる。 作業者は適切な保護具を着用し、眼、皮膚への接触や粉塵やヒュームの吸入を避ける。 低地から離れる。 適切な保護衣を着けていない時は破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。
環境に対する注意事項	河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。
封じ込め及び浄化の方法及び機材	漏洩物を掃き集めて空容器に回収し、後で廃棄処理する。
二次災害の防止策	全ての発火源を速やかに取り除く(近傍での喫煙、火花や火災の禁止) 床面に残るとすべる危険性がある為、こまめに処理する。

7 取扱い及び保管上の注意

取扱い	
・技術的対策	「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
・局所排気、全体換気	「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行う。
・安全取扱い注意事項	<p>●固体のとき 飲み込まない。 眼との接触を避ける。 粉塵、ヒュームを吸入しない。 取扱後はよく手を洗う。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。</p> <p>●溶融をしているとき 加熱溶融した材料は高温なので、溶融物には直接触れない。 適正温度以上で長時間溶解すると発火して火災の原因の恐れがある。 高温になる溶解釜やバーナーの近くには、本製品を置かない。 バーナーなどに付着した材料は、すぐに取り除く。</p>
・接触回避	「10. 安定性及び反応性」を参照。
保管	
・保管条件	室内で保管する。高温多湿の場所で保管しない。 直射日光を避ける。雨にあたらないようにする。 火気、熱源から遠ざけて保管する。 包装は、破損させないで保管する。

8 ばく露防止及び保護措置
許容濃度

成分名	管理濃度	日本産業衛生学会	ACGIH
炭酸カルシウム	—	吸入性粉塵 2mg/m ³ 総粉塵 8mg/m ³	TWA 10mg/m ³
ソーダ石灰ガラス	3.0mg/m ³	吸入性粉塵 2mg/m ³ 総粉塵 8mg/m ³	—
二酸化チタン	—	吸入性粉塵 1mg/m ³ 総粉塵 4mg/m ³	TLV-TWA 10mg/m ³

設備対策	屋内に施工する際、高熱取扱工程で、粉塵、ヒュームが発生するときは、空気汚染物質を管理濃度以下に保つ為に換気装置を設置する。
保護具	
・呼吸用保護具	適切な呼吸器保護具(防塵マスク)を着用すること。
・手の保護具	適当な手袋(ゴム手袋、ビニール手袋)を着用する。 溶融しているときは、耐熱性の高い手袋をする。
・眼、顔面の保護具	眼の保護具(ゴーグル型又はサイドシール型保護眼鏡)を着用すること。
・皮膚及び身体の保護具	適当な保護衣(一般作業衣)を着用すること。
特別な注意事項	取扱後は、よく手を洗うこと。

9 物理的及び化学的性質

物理的状态	
・形状	シート状
・色	白色
・臭い	溶解時臭気有り
・pH	情報なし
物理学的状態が変化する特定の温度／温度範囲	
・融点、凝固点	情報なし
・沸点、初留点及び沸騰範囲	情報なし
・引火点	230℃以上
・蒸気圧	情報なし
・蒸気密度	情報なし
・比重(密度)	1.9~2.1g/cm ³
・溶解度	情報なし
・n-オクタノール／水分配係数	情報なし
・自然発火温度	360℃以上
・分解温度	情報なし
・臭いの閾値	微臭
・蒸発速度	情報なし
・燃焼性(固体、ガス)	情報なし
・その他のデータ	特になし

10 安定性及び反応性

反応性	通常取扱条件においては安定である。
危険有害反応可能性	金属粉末と激しく反応
混触危険物質	アルミニウム、カルシウム、マグネシウム、亜鉛、アルカリ金属の粉末、酸化剤
危険有害な分解生成物	分解時可燃性、有害性ガスを発生させる場合がある。

11 有害性情報

急性毒性	二酸化チタン	>10,000mg/kg	経口ラット(LD50)
	二酸化チタン	6.82mg/l/4hr	吸入(粉塵)ラット(LC50)
皮膚腐食性・刺激性	二酸化チタン:ウサギを用いた試験で皮膚刺激性が殆ど認められないとの記述あり。		
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	二酸化チタン:ウサギを用いた試験で刺激性あり(mild)とあるが、刺激作用は24h以内に消失している。		
呼吸器感作性又は皮膚感作性	吸入するとアレルギー、ぜんそく又は呼吸困難を起こすおそれ		
生殖細胞変異原性	二酸化チタン:情報なし		
発がん性	二酸化チタン:発がん性を等級づけることはできないため「分類できない」とした。		
生殖毒性	二酸化チタン:情報なし		
特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露)	二酸化チタン:ラットの経口投与による致死量が10000mg/kg以上との記述ある。ヒトで本物質の摂取は実質的に無毒と考えられており、経口では区分外に相当するが、他経路でのデータが不十分である。		
特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露)	二酸化チタン:ラット及びマウスの試験においてガイダンス値上限を超える(1250mg/kg/day)でばく露に起因する影響が無いとの記述がある。経皮ばく露のデータがない。		
吸引性呼吸器有害性	二酸化チタン:情報なし		
誤えん有害性	二酸化チタン:分類できない		

12 環境影響情報

生態毒性	長期継続的影響によって水生生物に有害
残留性・分解性	情報なし
生態蓄積性	情報なし
土壌中の移動性	情報なし
オゾン層への有害性	情報なし

13 廃棄上の注意

残余廃棄物	<p>大量の場合、大きな塊等は粉碎して15cm以下の大きさにしてから埋め立てるか、あるいはアフターバーナー及びスクラバー(アルカリ洗浄液)等の排気設備を備えた焼却設備にて焼却した後、埋め立て処理する。</p> <p>廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化および中和等の処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。</p> <p>廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。</p> <p>都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。</p> <p>廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。</p>
汚染容器及び包装	<p>容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。</p> <p>空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。</p>

14 輸送上の注意

国内規則	<p>国連分類:なし 国連番号:なし</p> <p><陸上輸送> 消防法、労働安全衛生法、毒劇物法に該当する場合は、それぞれの該当法規に定められる運送方法に従うこと。</p> <p><海上輸送> 船舶安全法の定めるところに従うこと。</p> <p><航空輸送> 航空法の定めるところに従うこと。</p>
追加の規則	
特別安全対策	<p>車両等によって運搬する場合は、荷送人は運送人に運送注意書(イエローカード)を渡す。</p> <p>輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。</p> <p>バラ積みをする場合は、荷崩れを防ぐ為、出来るだけ低く段積みして、固定する等の処置をとる。</p> <p>食品や飼料と一緒に輸送してはならない。</p> <p>重量物を上積みしない。水濡れ厳禁。</p>

15 適用法令

労働安全衛生法	<ul style="list-style-type: none"> ・名称等を通知すべき有害物 (第57条の2 通知対象物質: 二酸化チタン 政令番号 第191号) ・粉じん障害予防規則(二酸化チタンとして)
労働基準法	<ul style="list-style-type: none"> ・第62条 年少者の就業制限

16 その他の情報

引用文献	<p>日本塗料工業会編集「GHS対応MSDS・ラベル作成ガイドブック」</p> <p>NITE化学物質総合情報システム</p> <p>原材料SDS</p>
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. このデータシートは、製品に関する情報提供を目的とした物であって、その記載内容に関し、弊社が売主その他の立場で保証責任を負うものではありません。 2. このデータシートは、作成日又は改訂日までに弊社が入手した情報に基づいて作成しておりますが、記載内容は新しい知見又は法規制の変更等により改訂される事があります。 3. このデータシートは通常想定される保管方法及び取扱いの方法の範囲における情報提供です。したがって、特殊な保管又は取扱いを行う場合は、その保管又は取扱いに適した安全対策を実施の上ご利用下さい。 4. 本製品の貴社の用途に対する法規制、適合性及び安全性については、弊社では確認しておりませんので、調査又は試験により確認の上ご利用下さい。 5. 貴社において本製品を輸出される場合には、外国為替及び外国貿易法等輸出関連法規を遵守の上、輸出して下さい。